

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

# ニュースレター

2020年 7月 15日 No.62

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



## 国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

第 201 回通常国会が 6 月 17 日に閉会しました。政府与党の都合で長くなったり短くなったりする国会のあり方に疑問を持ちます（憲法 52 条）。一年中国会を開き、朝 9 時に始まり夕方 5 時に必ず終わり、産休育休ありというような働き方改革が国会議員にこそ求められているように思います。

今国会を憲法の視点から振り返ると、内閣がその都合で検察官の定年を延長するという問題は三権分立を揺るがす出来事でした。検察官が憲法に明記された職務であり司法の枠内（第六章司法）で規定されているからです（憲法 77 条 3 項）。ただその一方で、人質司法と呼ばれるような強引な取調手法において、検察は常に批判の対象であることも銘記すべきでしょう。日本国憲法は 31-40 条という異例の分量で、刑事訴訟手続を細かく規定していますが、それは戦前の特高警察による人権を無視した取調手法への反省からです。なんだか「検察 OB」（OG はいないのか）が正義の味方のように報じられていることにいささかの違和感があります。

補正予算の予備費の金額の多さも憲法上問題になりました（憲法 87 条）。国会による政府に対するチェックがなされるのか、憲法 85-86 条との関係で重要です。この部分も戦費で大赤字を生んだことへの反省から生まれた条文です。国会による行政への牽制は、お金の問題だけではなく、現状、はなはだ心もとないものです。政府と多数派与党が一体となっている議院内閣制の構造的課題です。政権がどこの党であれ民主政治のために強い野党を育てるという仕組み（英

国「影の内閣」等)が必要だと思えます。選挙一本主義、勝敗至上主義が分断効果を強めています。

河井夫妻の公職選挙法違反が大きく取り上げられました。票の買収・選挙腐敗・金権選挙は大いに問題ですが、この大々的な報じ方が現行公職選挙法が選挙運動規制の多すぎる「べからず法」であることを覆い隠すことにならないようにとも願います。公選法は憲法 21 条の表現の自由を侵しているレベルの憲法であり、事実国際連合からも改善が指導されています。また、あえて言えば、政党本部から支部への資金移動を認めている政治資金規正法の問題や（今回は 1 億 5000 万円。団体からの政治献金を禁止していることの抜け道）、政党交付金の使途をまったく義務付けていない政党助成法の問題こそが、より大きな問題です。河井夫妻が使ったとされる約 2,600 万円は元々税金です。そして税金の私物化という点で言えば、モリ・カケ問題の方があらゆる意味でより悪質です。

コロナ危機において、「持続化給付金の宗教法人への給付」も一時検討されましたが、憲法 20・89 条の政教分離原則との関係で、沙汰止みとなりました。当然の判断です。連盟理事会も抗議声明を公表しています。宗教法人の経営する事業については（たとえば幼稚園等）、個別に実態を精査する必要があるでしょうけれども、宗教法人本体の運営のために国家にすりよってははいけません。

イージス・アショアの秋田県と山口県への配備の停止が決定されました。「やればできるじゃないか」と良い決定をした政府をほめたいです。河野太郎防衛大臣の語る理由はもっぱら金銭的なものです。もしそうであれば米国製の高額戦闘機の購入も差し控えるべきではないでしょうか。あるいは、「地方自治の本旨」（憲法 92 条）に沿った住民の声に耳を傾けた結果であるならば、沖縄の辺野古の工事も停止を決定してほしいところです。またあるいは、憲法 9 条に基づいて東北アジアの安保外交方針を変えたのであれば、ぜひ朝鮮半島の平和的統一に汗をかいてほしいです。

コロナ危機のもと「緊急事態」という言葉が混乱して用いられました。

憲法上の「緊急事態条項」は存在しません。もし憲法にその条項が明記され、それに基づく「緊急事態」が布告されたならば、政府が国会による承認や国会への報告もなしに何でもできるようになります（自民党改憲草案 2012）。政府による人権侵害や戦争を防ぐことができなくなるので、このような加憲案に私たちは反対です。

その一方で法律に明記された「緊急事態」は、いくつかの法律の中にすでにあります。新型インフルエンザ等対策特別措置法だけではないので、コロナ対応への緊急事態を論じるためには、少なくとも以下の法律も視野に入れるべきです。すなわち、警察法、自衛隊法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法です。

憲法上緊急事態条項がないのですから、憲法の下にある法律上の緊急事態において政府が何でもかんでもできるということにはなりません。しかし実態としてはどうでしょうか。そこで、これらの諸緊急事態を、国会による政府に対するチェックという視点で吟味してみましょう。

すべての法律で国会による事前承認は、緊急事態布告の要件になっていません。

国会の事後承認を必要とするものは、警察法（大規模な災害または騒乱等）、災害対策基本法（非常災害）です。国会の事後承認すらも不要とするものは、原子力災害対策特別措置法（原子力災害）、新型インフル等特措法（感染症拡大）、自衛隊法（在外邦人輸送、国際緊急援助等）です。ただしこのうち国会への報告義務が新型インフル特措法には盛り込まれました。なお東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた「緊急事態」の布告はいまだになされ続けたままです。異なる「緊急事態」が同時に重複した場合の考え方について、整理がなされていません。

これらの諸緊急事態の布告もまた国会の事前もしくは事後の承認を必要とするものに作る改正が必要であると考えます。それがあえて緊急事態条項を置いていない憲法の要請です。

今回政府は「緊急事態」布告後、謙抑的な態度を保っています。憲法的には結構なことですが。その一方で政府によらず同調圧力によって、自警団的相互監視が市民社会に現れ、政府の強権発動を望む声が「下から」湧き出てもいます。都市封鎖など強烈な対策を「上から」しなかった日本で感染拡大が緩やかである理由は判然としません。ただしはっきり言えることは、同調圧力の強さにみられる「低い民度」に対する危惧が払拭できないということです。

「憲法に緊急事態条項を書き加えて、感染症対策を万全にしてほしい」という「下からの国家主義」が湧き上がることを懸念しています。なお、今国会では衆議院の憲法審査会が一度だけ開かれましたが、私たちの求めている「国民投票運動期間中のCM規制を強める改正」はなされませんでした。その一方で国会閉会時に行われた記者会見で、安倍晋三自由民主党総裁は「自分の総裁任期中（2021年9月）の改憲」に意欲を示しています。

コロナ危機と改憲議論とをごちゃ混ぜにしない冷静な霊性が引き続き必要です。

国会閉会中であっても自由民主党が改憲 4 項目を憲法審査会に提出し、そのうちのどれか一つが「改憲原案」となるかもしれません。改憲原案が秋の臨時国会で両院それぞれの三分の二の賛成を得て発議されれば、すぐに国民投票運動期間（60-180 日）となります。

憲法アクションは、この状況に対応して新しいパンフレットを発行しました。『そもそも自民党改憲 4 項目って かわたらどうなるの』です。1 月の全国発送で加盟教会・伝道所に 1 冊ずつ無料で配付していますが、ぜひ、お求めになってください。製作協力費として 1 冊 100 円以上のご協力をいただいています。

そもそも  
自民党改憲  
4 項目って  
かわたらどうなるの？



「慈しみとまことは出会い 正義と平和はロフけれ」  
(詩編 85 編 11 節)

---

---

announcement

---

---

☞ 憲法アクションメルマガ好評配信中

メルマガ登録は、お名前と教会名を添えて下記アドレスにお申し込みください  
毎月 10 日、25 日に配信しています。

<<<jbc.kenpouaction@gmail.com>>>

QR コードもご利用いただけます。

